

令和7年度（2025年度）第3回部活動・地域クラブ活動関係者会議議事録

1 日 時

令和8年1月27日（火） 10時30分～12時00分

2 場 所

Zoomによるオンライン会議（北海道第二水産ビル 4F会議室から配信）

3 出席者

出席者一覧のとおり

4 議 題

(1)事務局説明

「部活動の地域展開の現状と国の動向について」

「北海道部活動の地域展開に関する推進計画（案）のたたき台について」

「北海道の部活動の在り方に関する方針」等の改正について

(2)事例発表（利尻富士町・厚岸町）

5 議 事

以下のとおり

●事務局 ○構成員（敬称略）

（開会）

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 主査 中本 貴士）

ただいまから、令和7年度第3回部活動・地域クラブ活動関係者会議を開催します。途中接続トラブル等が発生した場合は、Zoomのチャット機能又は部活動改革推進課まで電話連絡してください。それでは、開会にあたり、伊藤学校教育局長からご挨拶を申し上げます。

（挨拶）

●事務局（北海道教育庁学校教育局長 伊藤 伸一）

令和7年度第3回部活動・地域クラブ活動関係者会議の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本道教育の推進に多大なるご理解・ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、本道の部活動改革につきましては、令和5年度に策定しました「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」に基づき、これまで、各地域における取組が進められてまいりました。現計画期間の終了まで、残すところ2ヶ月余りとなり、間もなく節目を迎えることとなります。令和8年度以降は、より一層、部活動改革を加速させていくため、次期推進計画に基づく実効性の高い施策を展開していく必要があると認識しております。施策の検証等を行う本会議の果たす役割は、ますます重要性を増し、皆様方の協力が不可欠であると考えております。

本日の会議ですが、事務局より、部活動の地域展開の現状等につきまして情報を提供させていただきますほか、これまで皆様にご議論いただきました次期推進計画（案）のたたき台につきまして、改めてご説明させていただきますとともに、本道の部活動の在り方に関する方針等につきましても、ご説明をさせていただきます。また、国の委託事業であります地域クラブ活動の実証事業に参加されている利尻富士町様と厚岸町様から実践事例を紹介いただく予定となっております。

構成員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、これまでと同様、忌憚のない意見をいただけますと有り難く考えております。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(資料確認)

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 主査 中本 貴士）

次に、資料の確認を行います。本日の資料は、先に送付させていただきました「当日要項、資料1、資料2、資料3、資料4」となります。このほか、資料2の参考資料として「推進計画（案）のたたき台の本体」と、資料3の参考資料として「部活動方針の新旧対照表及び全文」も併せて送付しております。

本日の出席者は、要項の最後に出席者一覧を掲載していますが、17名の構成員の方々にご出席いただいております。なお、関係部課、各教育局、国の地域クラブ活動の実証事業を活用している市町村の方々にもご視聴いただいているので、ご承知おき願います。

それでは、この後の議事進行を座長の志手教授にお願いいたします。

情報提供：事務局説明（部活動の地域展開の現状と国の動向について）

(議事進行)

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

北海道教育大学岩見沢校の志手でございます。地域展開も本格化していく時期に差し掛かっていますけれども、まだまだ課題が山積しています。そういう中で、本日は道教委から示される案などをしっかり検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速議事に入ります。まず、「部活動地域展開の現状と国の動向」の情報提供と、続けて、議題1の「北海道部活動地域展開に関する推進計画（案）のたたき台」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 課長補佐 高橋 智嗣）

資料1ページをご覧ください。まず、昨年12月1日現在の市町村の取組状況調査の結果がまとめましたので、主な項目について簡単ではありますが、説明をさせていただきます。

はじめに、「地域展開に向けた取組状況の推移」についてですが、各取組の「実施済み」又は「実施予定」と回答のあった市町村数について、これまでの調査結果の推移を示しております。資料上段の6項目が地域展開に向けたプロセスとしての取組で、各項目の下段、赤の数字が12月1日時点の最新の調査結果となります。前回調査の6月時点と比較いたしますと、「地域説明会の実施」、

「協議会等の設置」など一部の項目では伸びが停滞しておりますが、「指導者人材の確保」、「運営方針等の決定」で、数値が若干ではありますが、伸びている状況でございます。また、これらの準備段階の取組を経まして、「休日における地域クラブ活動」を実施した市町村数の推移については、資料下段2つの項目のとおりとなっておりまして、一部種目や試行実施の市町村を含めまして、前回調査時から、運動系のクラブ活動が7市町村増の88市町村、文化系のクラブ活動が前回同様の29市町村となっております。

次に、2ページをご覧ください。「地域クラブ活動の実施状況」についてですが、休日が約5割にあたる91市町村、平日が約4割にあたる73市町村となっており、休日又は平日のいずれかで地域クラブ活動を実施している市町村数は94市町村となっております。また、平日・休日ともに、運動系の種目のみで活動している市町村が半数以上を占めている状況となっております。

次に、3ページをご覧ください。広域連携の状況についてでございますが、単独での地域展開が難しいなどの理由により、現在、赤太枠で示した72%にあたる129市町村が、「近隣市町村との連携が必要」と考えておりまして、そのうち79%にあたる102の市町村が、関係市町村間で「クラブ活動を実施している」又は「検討している」状況となっています。

次に、4ページをご覧ください。「地域展開に向けた課題」についてでございますが、市町村が感じている課題として最も多く挙げられたのは、「指導者の確保」、続いて「運営財源の確保」、「実施主体・受け皿団体の確保や体制整備」となっており、これまでと同様の結果となっているほか、

「活動場所の確保」や「大会参加に係る要件」など、地域展開が進むにつれて見えてきた課題のポイントが増加傾向になっております。

以上、簡単ではございますが、12月1日時点における「地域展開に係る市町村の取組状況調査結果の概要」について説明をさせていただきました。

次に、5ページをご覧ください。国の動向についてでございますが、昨年12月、文部科学省が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しましたので、その概要について簡単に情報提供をさせていただきます。

このガイドラインは、令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえまして、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示したもので、ご覧のとおり6つの章と別冊資料で構成されています。主な内容につきましては、6ページに記載のとおりです。個別の説明は割愛させていただきますが、中段に「認定制度」と記載があり、国が、新たに市町村において地域クラブの認定を行う仕組みなどを構築しております。この制度内容は7ページに概要が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、地域展開の現状と国の動向についてご説明いたしました。

議題1：部活動の地域展開に関する推進計画（案）のたたき台について

（事務局説明）

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 課長補佐 高橋 智嗣）

続きまして、部活動の地域展開に関する推進計画（案）のたたき台についてご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。10月の前回会議で、「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」の素案の内容をご説明したところですが、本日は、先ほどご説明しました新たな国のガイドラインや、1月5日まで道民から募集していましたパブリックコメントの意見、最新の調査結果なども踏まえまして検討した計画案について、素案からの修正点を中心にご説明いたします。時間の都合上、概要により説明をさせていただきますが、計画案のたたき台本文と資料編についても参考資料として送付させていただいておりますので、必要に応じてご覧ください。

概要資料の朱書き箇所が、素案からの修正箇所となります。いずれも、これまでお示しした計画の基本的な考え方を変更するものではありません。

はじめに、「第1章 道内の現状及び成果と課題」の「2 成果と課題（一部抜粋）」についてですが、上から3段目の「大会・コンクール等の見直し」の「課題」欄において、朱書きで「大会等」と記載している箇所は、素案では「競技」としていたものを修正させていただいております。その理由ですが、地域クラブの大会等への出場において、道中体連が地域クラブの出場を認めていただいているにもかかわらず、文脈から、一部の競技において一方的かつ限定的に出場を認めていないかのような誤った印象を与えかねない文章であったことから、パブリックコメントでの意見を受けて、反映させていただきました。

次に、「第2章 計画の改定について」の「1 国の動向」ですが、昨年12月に国がガイドラインを策定したことに伴い、修正を行っております。まず、「2『地域移行』から『地域展開』へ」と項目名を修正しています。素案では単に「名称変更」としていましたが、よりわかりやすく標記させていただきました。なお、たたき台本文の「目次」が修正されておりませんでしたので、修正し、後日改めて皆様に送付させていただきます。また、「4 部活動改革の理念」の3つ目の○ですが、こちらも国のガイドラインで新たに記載されました「障がいのある子どもや運動・文化芸術が苦手な子どもを含め」などの文言を加筆しております。次に、国のガイドラインに地域クラブ活動の在り方及び認定制度に関する内容が新たに記載されたことを踏まえまして、5番に項目を追加し、認定制度の内容を加筆しております。なお、本認定制度については、資料3ページの「第4章 市町村の取組」においても、項目の7番に「地域クラブ活動に関する認定制度等の適切な運用」と記載を追加しております。概要の変更箇所は以上となります。

そのほか、計画案の本体につきましても、ただ今、ご説明した国のガイドラインやパブリックコメントの反映、最新の調査結果等を踏まえた数値の更新や文言整理等を行っております。国のガイドラインを踏まえた修正については、先ほど説明しました部分のほか、このガイドラインにおいて、地域クラブ活動等における暴力・暴言等の不適切行為の根絶について、「特に留意すべき事項」として明記されましたことや、地域クラブ活動に関する認定制度の資料が添付されたことを受けまして、こうした内

容を踏まえて本文を修正しましたほか、参考資料として送付している計画案の別添資料として整理するなどしております。なお、別添資料は、国の資料も含め地域展開に向けて参考となる資料を1から9まで添付しており、内容としましては、地域展開フロー図の例や道内及び全国の市町村の取組事例、教員の兼職兼業の取扱いなど、市町村において、地域展開を推進する上で活用いただけるものと考えております。このほか、表現が重複していた部分、意図が分かりにくかった箇所などについて、内容を変えずに、読みやすさ・分かりやすさに配慮した修正を行っております。

詳細な修正箇所は、4ページ以降の「加除修正箇所一覧」にページ数を記載しておりますが、項目名の修正が反映されておりませんでしたので、後日、皆様に送付させていただきます。素案からの修正については以上となります。

この案は、これまで皆様にお示ししておりました素案から、先ほど、ご説明しましたパブコメの意見、国新的なガイドラインに基づき、一部修正を行ったものでございまして、基本的な考え方の変更などはありません。この後、意見交換を行わせていただきますが、事務局といたしましては、この案で進めてまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールとしましては、2月19日の道議会文教委員会への報告を経て、3月26日の教育委員会に議案として附議し、最終決定したいと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

(質疑・意見交換)

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

それでは、ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問も含めまして意見交換を行いたいと思います。

ご意見等をいただく論点としましては、前回会議において、北海道部活動の地域展開に関する推進計画の素案について協議いただいたところですが、今回の案においては、素案から文言の追記・修正が行われたことと、巻末資料が追加となっていますので、この計画案の修正箇所や追加資料などの変更点を中心に意見等をご発言いただければと思います。どなたかご発言ありますでしょうか。

○北海道中学校長会（室蘭市立室蘭西中学校長 山田 誠一）

北海道中学校長会としましては、合計5点の要望をお願いしたいと思います。

まず一点目ですけれども、報酬の認識の共通化の必要性についてです。前回会議においては、地域クラブの指導者に対する報酬体系の明確化を求める意見に対し、報酬体系は、基本的には地域移行先の受け皿となる地域クラブが設定すること、とのやり取りがありました。今年度12月に、北海道部活動の地域展開に関する推進計画素案に係る意見募集において、北海道中学校長会は、全道のいくつかの地区と連携の上、意見をまとめました。その際に、報酬の明示化の必要性についての意見がございました。具体的には、北海道のある地区においては、教員が、立ち上げたクラブチームの指導に関わる際、部活動手当にあたる報酬が無く、ボランティアとなっている実状があるとのことでした。この例では、教員なのか、立ち上げたクラブチームに所属する指導者なのかで、少し意味が変わってくるところが未確認なのですが、いずれにせよ、地域展開先において報酬が支払われていないことが窺えます。この辺りはしっかりと道が関わり、報酬が必要であること、更には、一定の枠を整えていただきたいということでございます。

2点目に、計画期間に行う内容の明示化を求める声がありました。これは、推進計画案たたき台の11ページの「6目標」の記載方法についてでございます。テキスト形式で、前期・後期、土日・平日における取組が示されておりますが、生徒、保護者、道民が読むことを前提に、より分かりやすく、表形式もしくはビジュアル的に示していただきたいという願いがございました。そうすることで、令和10年度末までには、「土日の地域展開に着手」、13年度末までには、「土日の地域展開完了」と「平日の地域展開検討」といった内容が分かりやすく伝わることと思います。

3点目に、教職員の兼職兼業の件でございます。推進計画案のたたき台16ページ、27ページに該当するところですが、この内容については、10月の前回会議の際にも述べさせていただきましたが、先ほど申し上げた道内各地からの意見としても出てまいりましたので、再度述べさせていただきます。

地域クラブ活動の指導者の属性については、現状は移行期であり、教職員の兼職兼業も数に入ることは致し方ないと思いますが、将来的にはその依存度は、相対的に低くなるようお願ひいたします。部活動の地域展開は、生徒の体育的・文化的活動の場の継続が大きな目的であることは存じておりますが、同時に、教職員の働き方改革の成功のカギを握る大きな要因でもあります。兼職兼業であろうとかどうと、部活動や地域クラブ活動に従事することによる心身の負担は変わりがなく、そのことが、学校教育の本丸たる、質の高い授業の実現に影響があることをご理解の上、趣旨を受け入れたいと願います。

4点目に、同じく兼職兼業についての時間外在校等時間と労働時間の合計についてです。これは別添資料の6、「公立学校の教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関する取扱いについて」3(1)の「イ 教職員の健康管理等」の部分についてです。教職員の心身の健康管理の確保の観点から、学校における時間外在校等時間と兼職兼業に従事する時間の合計についての目安が示されています。それによると、許可の段階においては、一月当たり、100時間ないし80時間という数字があり、望ましい数字としては、時間外在校等時間と地域クラブにおける労働時間の通算が月45時間までとされています。管理職としては、この月45時間は本務である授業準備、校務分掌、担任業務などを円滑に行うための残業許容時間と考えます。もし、地域クラブの兼職兼業に時間を割いてしまい、この枠を使い切ってしまうと、授業準備はテスト添削等の教師としての不可欠な業務を勤務時間内に無理やり詰め込むか、あるいは、サービス残業を隠れて行う誘引にかかりかねません。また、特定の職員が部活動の兼職兼業に多くの時間を割き、本来、学校でこなすべき業務が他の職員に回されるようがあれば、職場内の不公平感にもつながります。そこで、提案としましては、推進計画案の兼職兼業に関する部分に、業務の優先順位を明示していただきたいと思います。最優先は本務たる授業担任の校務を時間内に完遂し、自身の健康を維持すること。次に本務の超過勤務を最小限に抑えた上で、残った余裕時間の範囲内で兼職兼業を行うことでございます。

最後の5点目に、道独自の財源の確保と支援体制の構築についてです。これは、推進計画案たたき台の14ページ、「3 道教委の取組」の部分にございます。推進計画案には、道教委が行う市町村や運営団体への支援として、「市町村に対し、国の支援策の積極的な活用を促し、先進事例を提供するとともに、地域展開の円滑な実施と持続的な運営のため、国に対し、必要な財政措置を講じるよう要望していく」と示されています。このこと自体は大変ありがとうございました。国に対しての要請に加え、道独自の財源確保と支援を要望する声が、北海道中学校長会における聞き取りの中で出てまいりましたので、お伝えする次第でございます。

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 課長補佐 高橋 智嗣）

私の方から回答をさせていただきたいと思います。

まず、報酬の認識を共有したいというのが、1点目でございました。報酬の認識でございますけれども、それは全部を一律にするということなのでしょうか。

○北海道中学校長会（室蘭市立室蘭西中学校長 山田 誠一）

何らかの枠組みです。まずは労働に対して報酬が必要であるという共通認識を持てるようにしていただきたい。例として挙げましたように、実際に無報酬で指導が行われてるところもあるので、やはり道として、しっかり状況を把握した上で、適切な助言等をいただければと思う次第でございます。

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 課長補佐 高橋 智嗣）

地域クラブ活動で指導を行っていくにあたりましては、やはり教員の兼職兼業であったとしても、報酬を支給するのが大前提だと私どもは思っております。今後、そういうお話があれば、指導していきたいと思いますし、積極的に報酬の支出について各市町村や地域クラブに対しても、お話をていきたいと思っております。

次に、2点目についてですが、各市町村において、このような形で取り組むべきという計画のやうなものについてですが、資料編の別添資料4で、前期と後期で、どのような形で休日・平日ともに地域クラブ活動を展開していくかというモデル的なものとして、ロードマップの例を作らせていただき、ビ

ジュアル的にわかりやすいように添付させていただいております。市町村においては、こういったものを活用し、地域の実情に応じたロードマップを作成していただきまして、地域の実情に応じた取組などを実施いただきたいと考えているところでございます。

次に、3点目・4点目の兼職兼業と時間外在校等時間の取扱いについて、業務の順位付けということですが、当然、本務が優先されるべきでありまして、それを踏まえて、兼職兼業ができるかどうかということだと思いますので、そういう意識をしていただかないといけないものと思っております。また、当然、健康の確保ということも非常に重要になってくると考えております。今、校長先生がおっしゃったそれらの順番を踏まえた上で、兼職兼業が可能かどうかを服務監督権者である教育委員会に申請していただくような形になろうかと思っております。

最後に5点目の道独自の予算確保についてですが、確かに国に予算の確保を要望するという一文を記載しております。実際のところ、このような計画ものには、予算を確保するといった内容は書かないのですが、今現在、道におきましても、道議会第一回定例会の中で、国の補助事業が今回新たに創設されましたことを受けまして、必要な予算を確保するよう要望をしているところでございます。私どもも、国の予算の確保のほか、道の予算の確保に向けても、取り組んでいるところでございますので、ご理解いただければと思っております。

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

他に何かございますでしょうか。意見等がなければ、次の議事に進めていきたいと思います。

議題2：事務局説明（「北海道の部活動の在り方に関する方針」等の改正について）

（議事進行）

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

議題の2ですけれども、「北海道の部活動の在り方に関する方針」等の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 課長補佐 高橋 智嗣）

資料の3になります。「北海道部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」の改正についてご説明いたします。なお、方針本文の改正箇所を朱書きしたものと、改正前後の新旧対照表についても参考資料として送付しておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

それでは、1ページをご覧ください。まず、改正の趣旨についてでございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、昨年12月に国が新たなガイドラインを策定したところですが、この中では、地域クラブ活動の推進等に関する記述のほか、学校部活動の在り方についても記述されておりまして、この資料の「1 改正の趣旨」のとおり、都道府県及び学校設置者は、国のガイドラインに則り、学校部活動に関する方針を策定することとされておりますことから、道では、国のガイドラインの内容に整合するよう、現行の「北海道部活動のあり方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、大きく3点ございまして、まず1つ目が、適切な指導、安全安心の確保に向けて暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止するための留意事項等を追記することございます。この追記の具体的な内容については、資料として送付しました方針本文の「項番2」の箇所に書いておりますが、国のガイドラインの記載に則りまして、指導者による暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為はいかなる場合も許されないこと、特に盗撮をはじめ、性暴力は生徒に生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることを認識し、絶対に行ってはならないことや、近年、SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることを留意すること、などを記載させていただきました。

次に2つ目が、大きな修正点となる休養日・活動時間の設定基準の修正でございます。休養日・活動時間の基準のうち、休養日については、現行では「週2日以上で、このうち平日1日以上及び週末1日以上」設定することとしておりましたが、国の新たなガイドラインに基づき、週の中で休養日を柔軟に

設定できるよう、平日と週末のそれぞれに設けていた基準を無くし、「週に2日以上」に改めることとしております。また、高校段階においては、部活動に複数の顧問を配置するなどの一定要件のもと、道教委に申請することにより、休養日・活動時間を弾力的に設定することができる、いわゆる弾力的な設定を行った場合におきましても、現行では休養日を「平日に週1日以上、週末に月1日以上」設けることとしておりましたが、これを「週1日以上と、このほか月1日以上」に改めることとしております。次に活動時間については、現行では「平日2時間程度」、「学校の休養日3時間程度」としていましたが、こちらも国の新たなガイドラインに基づきまして、「学校の休業日」という文言を「休日」に改め、柔軟な休養日の設定を行った場合においても、これまでの活動時間を明確化し、過度な活動時間となるよう、「週当たりの活動時間を11時間程度」と明記しております。なお、高校段階の弾力的な設定については、「週16時間程度」とこれまで明記されており、変更はありませんが、資料では、赤文字になっていましたので、訂正させていただきたいと思います。

資料1ページに戻りまして、3つ目の改正点でございますが、こちらも国の新たなガイドラインに基づき、本文の文言整理等を行うもので、例えば、部活動においては文科省が定めました「学校と教師の業務の三分類」により分類されましたとおり、教員以外が積極的に参画すべき業務である旨の追記でございますとか、部活動の設置にあたっては、学校の実情に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部などとして集約等を検討する旨の追記、学習指導要領解説における部活動の位置づけに留意する旨の追記などを行うものでございます。

この改正は、国の新たなガイドラインの内容に整合するよう改正を行うもので、施行期日は、先ほどの推進計画の策定と合わせて、令和8年4月1日を予定しております。

この後、意見交換を行わせていただきますが、資料の送付が直前となり、ご覧いただく時間があまり確保できませんでした。この会議の中で言い切れなかった意見などがございましたら。2月6日(金)までに意見をメールで担当の中本宛てにお寄せいただければと思います。なお、中学校長会、高等学校長協会、特別支援学校長会、都市教委連、町村教委連に対しましては、別途、事務局にも資料を送付させていただきまして、意見照会させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

(質疑・意見交換)

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

それでは、ただ今の事務局からの説明について、ご質問も含めて意見交換を行いたいと思います。

ご意見等をいただく論点としましては、本道の「部活の在り方に関する方針」と「道立学校に係る部活動の方針」の改正を行い、国の新たなガイドラインに整合するよう、一部文言の修正・追記を行うことについてご発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

○北海道町村教育委員会連合会（枝幸町教育委員会教育長 小川 俊輝）

今回の改正内容については、やはり指導者が教員免許を持っていない一般の方になることを踏まえれば、暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止という部分は、重要な要素だと思いますので、その記述を盛り込むことは、私も必要だと考えております。

もう一つ、活動時間帯についてですが、学校の部活動では、放課後の夕方4時から6時くらい、長くても7時くらいまでの時間帯で活動が行われていたと思いますが、地域展開した場合、普段仕事されている指導者の方が、仕事が終わってから地域クラブの指導をするとなると、活動時間帯が結構遅い時間にずれ込む可能性があることを非常に懸念しております。生徒にとっては、活動が終わってから家に帰宅して、夕食、入浴、家庭学習などの時間を確保できるのかなという心配であります。ですから、この方針の中に、活動時間帯という要素を盛り込むべきなのかどうか、他府県の事例なども参考にしながら、時間帯の設定についてご検討いただければと思います。

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 課長補佐 高橋 智嗣）

まず、改正の1つ目、適切な指導、安全安心の確保に向けて、暴力、暴言、ハラスメントなどの防止について記載をさせていただいております。国のガイドラインに則って記載をさせていただいており

ますが、部活動の方針、それから先ほどご説明しました、地域展開の推進計画におきましても重要な要素になっておりますので、引き続き、このような事故が発生しないよう、様々な場面でアナウンスさせていただきたいと思いますし、方針にも明記をさせていただきます。

次に、地域クラブ活動をする場合の活動時間帯についてですが、この方針はあくまでも、学校部活動の方針でございます。ただ、地域クラブ活動においても、同様の時間設定をしていただくことについては、新たに示した地域クラブ活動の認定要件の一つとなっており、生徒の心身の健康、過度な練習や活動とならないように時間を設定しているものでもございます。実際の地域クラブ活動では、指導者の都合もあることから、現状の部活動のような活動時間帯とならないのではないかという教育長のご懸念でございましたが、確かにそのようなことや、活動場所への移動時間などによっても変わってくるかとも思います。ただ、できる限り生徒の負担にならないよう、それぞれの地域の実情に応じて活動時間帯を設定していただければと思っておりますので、方針や計画に、何時から何時までと明確化することは難しいと考えております。

○北海道特別支援教育関係PTA連絡協議会（理事 道貝 樹梨）

教員免許が無い方が、指導者として地域クラブ活動に参画することに関してですが、地域展開が始まつたら、大きなビジネスチャンスにもつながってくるかと思います。以前、児童放課後デイサービスで補助金を悪用した団体がありましたが、そのような事例が出てきたりしないか心配なところがあります。

また、認定制度を作るということですが、どういった形で認定していくのかよくわかりません。

最後に、「2 改正内容」の③に「部活動の設置に当たり」と記載がありますが、今までの認識としては、これから部活動の地域展開が行われ、部活動が無くなる、部活動ではなくて習い事をさせるというイメージで捉えていたので、これをまた「部活動の設置」という話になると、今後も部活動を続けられるものと勘違いさせるきっかけになってしまうのではないかと思いました。事務局では、どういったイメージで今後の部活動を考えているのかというところをお聞きしたいです。

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 課長補佐 高橋 智嗣）

教員免許が無い指導者の参画については、大きなビジネスチャンスになる一方で悪用もあるのではないかというお話、そして、認定制度についてのお話と、そもそもこの方針について、地域展開の議論をしていく中で、ここで部活動の方針という話になると整合性が取れないのではないかというお話だったと思います。

まず、私の方の説明不足で混同させてしまいましたが、前提として基本的に、地域展開はこれからやっていかなければならることは確かです。中学校等における休日における部活動の地域展開はやっています。ただ、この「北海道の部活動の在り方に関する方針」と「道立学校に係る部活動の方針」については、中学校において、平日はまだ引き続き部活動が残っていく、高校においても部活動が残っていますので、その部活動に関しての在り方を示すための方針となります。地域展開とは別のものであることの説明が不足しておりました。大変失礼いたしました。

また、教員免許が無い方の地域クラブ活動への参画についてですが、確かに、大きなビジネスチャンスにもつながって、場合によっては民間の方々が参入されることもあると思います。そのために認定制度ができるのですけれども、認定制度につきましては、推進計画案のたたき台の資料編の別添資料1に認定制度の概要を掲載しております。この認定クラブ活動をやらないと、補助金等が一切受けられなくなります。そもそも悪用するような方は、認定されないのかなと思っております。なぜ認定するのかということですけれども、適切な活動時間や休業日を設定すること、適切な安全確保の体制が確保されていること、学校との連携が適切に行われていることなど、子どもたちが活動する場所でもございますので、このような安全性といったものを担保するような制度にもなっているところでございます。認定されることによって、国や道の補助が受けられたり、大会やコンクールへの参加がしやすくなるといった効果を想定して、今回、国が認定制度を作ったところでありまして、こういったお墨付きを経て、地域展開をしていくということになります。

ただ、認定されない地域クラブが、受け皿になつたらダメなのかというと、そうではなく、認定され

ていなくても、受け皿になることは可能です。ただし、国や道からの補助金等は一切受けられなくなります。なお、認定されたとしても、認定されなかったとしても、生徒の安全性だけは担保することは望まれると国も示しているところでございます。

○北海道中学校長会（室蘭市立室蘭西中学校長 山田 誠一）

資料の2ページ目の「活動パターンの例」の上から2行目ですが、数字が読み取れないのですが、何か修正等があったでしょうか。いかがでしょうか。

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 課長補佐 高橋 智嗣）

資料に誤りがありました。修正しまして、また皆様にお届けしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

他にご質問やご意見等ございますでしょうか。無ければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議題3：地域クラブ活動実証事業（国委託事業）の事例発表

（議事進行）

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

それでは議事を進めたいと思います。本会議は、国の委託事業である地域クラブ活動の実証事業に係る効果検証を取り扱うこととしておりますので、事業に取り組んだ自治体から取組事例をご紹介いただきたいと思います。今年度は道内で42市町村が実証事業に取り組んでおりますけれども、今回は利尻富士町と厚岸町から事例を発表していただきたいと思います。まずは、利尻富士町教育委員会の山谷様、よろしくお願ひいたします。

○利尻富士町教育委員会（次長兼学芸係長 山谷 文人）

利尻富士町教育委員会の山谷と申します。

それでは説明いたします。スライドをご覧いただけますでしょうか。本町は、ご存知のとおり、利尻島という離島に位置しております、人口2千人ほどの町です。令和6年度から国の実証事業に取り組んでまいりました。離島における地域移行あるいは地域展開への挑戦ということでお話しさせていただきます。

スライドの左側ですけれども、利尻島は、周囲60kmほどの島です。東側に利尻富士町がありまして、真ん中に利尻山、お隣西側に利尻町ということで、両町を合わせますと、約4千人の人口規模となっております。こちらの画面ですけれども、実証事業以前の部活動ということで、本町には、鶴泊中学校と鬼脇中学校という2つの中学校があります。実証事業以前は、鶴泊中学校では、サッカーチーム、バドミントン部、卓球部、文科系では吹奏楽部の4つの部活動が展開されていました。生徒数も2倍ほど違いがありますけれども、鬼脇中学校では、バドミントン部しかないという状況でした。実証事業以前、部活動を行っていた当時は、社会教育の「学校支援地域本部事業」の一環で、従来から外部指導コーチ等を学校に派遣していた経緯があります。

次に、本町の小中学生数の推移ですけれども、この4年間で約20%ほど減少しております。令和7年度については132名ということで、部活動、特に団体競技の維持が困難になるとともに、選択肢の欠如が発生しております。今後も、生徒数は減っていく状況です。

次に、令和6年度に実証事業に取り組むきっかけとなった令和5年度の動きについてですが、先ほどお示しした鬼脇中学校については、バドミントンしかなく、小学校段階の少年団で活動していた利尻小学校の子どもたちの進学先は鬼脇中学校になりますが、これまでサッカーをやってきて、進学先ではバドミントンしかないということになってしまったため、保護者等からも、「なんとかできないか」という話がありました。また、②のとおり、町内の小学校6年生から中学校2年生、その保護者を対象としたアンケートを実施しましたが、その中でも、サッカーも含めたいいろいろな部活動を希望する声

も上がっておりました。そこで、③のとおり、10月に第1回地域移行検討協議会を立ち上げて開催しました。アンケートを分析し、サッカーを令和6年度の地域移行モデルとして試行的に進めることで合意いたしました。肝心の受け皿については、本町はもともと少年団から大人まで、非常にサッカーの文化が根付いている、盛んに行われている地域性でもあり、サッカー協会が組織されていましたので、中学校の顧問の先生等も含めまして、協会と検討協議を重ねました。そして、⑤のとおり、令和6年度の実証事業の申請を行っております。

次のページは、地元の宗谷新聞の記事になりますけれども、令和6年度は、実証事業の立て役者としてサッカーを試行的に進めてまいりました。中学生を募集したところ、生徒11名の所属で「利尻FC」というチームが発足しております。令和6年度については、平日、休日の練習は地域クラブとして、大会は部活動として、ということでスタートしております。練習時間については、これまでの部活動の時間ではなく、協会指導者が主に社会人が多いですから、従事できる夜間に設定しております。サッカー協会に属している指導者の在籍数は24名で、非常に手厚く指導をいただいております。練習場所への送迎については、保護者対応ということで、保護者説明会等でもお話をしております。次に、令和6年度の実証事業の主な取組についてですが、検討協議会を3回ほど開催しており、本会議に出席されている井上アドバイザーにもお越しいただいて、今後の見通しや、部活動の地域移行についてのお話をさせていただきました。サッカー部を中心に地域移行の実証事業を進める中でしたが、バドミントン部が、鶴泊中と鬼脇中にそれぞれありました。また、利尻富士町のバドミントン協会が7月に設立されるといった動きを受けまして、令和7年度に向けて、バドミントンも含めた活動を令和6年度中に模索していきました。そういう中で出てきたのが、活動の担保となる「地域クラブ活動事業実施要綱」で、町独自の事例も参考にしながら制定をしております。

次に、令和7年度の実証事業の主な取組ですけれども、サッカーにつきましては、部活動から地域クラブ活動に移行しております。在籍数は今15名となっております。バドミントンにつきましては、鬼脇中が9名、鶴泊中が8名在籍しております、それぞれやり方が違います。一部移行としておりますが、鬼脇中については平日・休日ともに移行、鶴泊中については、休日のみ、地域の指導者が入っていくという形を協会とも協議しながら取っております。この中で、特に、鬼脇中の指導者が民間の方なのですが、所属する職場の理解と協力もあり、平日の日中お仕事もされているのですが、平日の練習をこれまでの部活動の時間帯に近い形で、16時半から行えるように配慮いただいています。18時半までの2時間程度ではありますが、こういった民間の協力という部分は、これから地域展開の課題にもなっているかと思いますが、そういう御理解をいただいているところです。バドミントンの中身については、宗谷新聞の記事をご覧いただければと思います。

次に、令和7年度の学校体育館の利用状況についてですが、様々な団体が利用していますけれども、本町は、鬼脇中と鶴泊中の学校体育館の開放を中心に、競技も被らないように利用してまいりました。先ほどお話ししたとおり、バドミントンについては16時半からの活動ですが、まだ鶴泊中は平日が部活ですので、16時からの時間帯に活動することができております。サッカーの方は、鶴泊中ばかりではなく、鬼脇中の生徒も属していますので、親御さんの送迎等も考えまして、週1回は鬼脇中の体育館で活動するようなシステムにしております。

次に、金銭面ですけれども、令和6年度と令和7年度の実証事業に取り組んでいる予算等の関係ですが、大きな違いとしては、令和6年度については、サッカーを試行的に進めていましたので、クラブ活動の指導員報酬が、協会に移行した場合にどの程度かかるのかというところも実証したかったことから、こういった金額となっておりますが、令和7年度につきましては、サッカーとバドミントンの指導業務を委託するという形で進めております。旅費についても、離島ですので、なかなか島外の大会に行くとなると宿泊も伴うことから、遠征費の補助についても計上しております。

次に、部活動からの移行ではないですが、「地域の有志から生み出されたクラブ」ということで、ご紹介させていただきます。本町のどちらの中学校にも、かつて野球部がありましたが、ここ10年近く野球部が無く、ただ、小学生の少年団活動については野球の活動がありましたので、野球をしていた子どもたちが中学生になったら、野球をやりたいのにやれない環境となっていましたので、令和5年度に野球クラブが設立されました。令和7年度については、10名が所属しております。中学生8名と小学生は練習生ということで2名入っています。週3日程度の活動をしているところです。こちらのク

ラブについては、現段階では実証事業の中に組み込まれてはいないですが、自主的な財源の確保ということで、QRコードも載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いますが、クラウドファンディング等も行いながら活動している状況です。

次に、課題についてお話ししますが、このクラブの位置づけ等も、これから課題になるかというところです。「やれるところからやる」ということで本町は取組を行っています。そうしますと、維持・継続していくための課題は非常にたくさん出てきます。それは財源や、事務局担当の負担感などです。やはり、コーディネーター等の配置による体制づくりが必要不可欠ではないかと考えております。それから単独町での団体スポーツも、維持するのは、なかなか限界が来ており、離島ですが、お隣には利尻町がありますし、もう一つの島である礼文島もありますので、その3町での連携も必要ではないかと思っております。また、地元には利尻高校がありますが、部活動は4つしかありません。中学校でサッカーをやっていた生徒たちが、地元の高校に進学しても、サッカーができないという状況ですので、サッカーを続けるために、島外の高校等に進学しているケースもあります。そういう高校とのバランス関係も課題と考えております。それから、文化部の地域展開というところで、鶴泊中は、吹奏楽部から音楽部に移行していますが、高校は部活動がありますので、このあたりをどのように、スポーツだけではなくて、文化系の方をどうしていくかということも課題として残されております。

最後に、令和8年度に向けた展望ですが、「離島ハンデを逆手に取る」ということで、実証事業のこれから進め方ですけれども、「平日も含めた地域展開等の加速化」の申請の中で、事務局のコーディネーターの配置、認定地域クラブの位置づけ等が課題となっているほか、離島ゆえ、なかなか専門的な大学の先生や、スポーツに特化した指導者が少ない中、ICTによる克服、遠隔指導とDXといった部分で、専門性を補完しているという状況もあります。遠隔指導は、サッカーに限らず、音楽部等でも行っていますが、課題として提案しながら事業を進めていきたいと思っております。

簡単ではありますが、本町の取組を紹介させていただきました。

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

山谷様、ありがとうございました。

続きまして、厚岸町教育委員会の千葉様、よろしくお願ひいたします。

○厚岸町教育委員会（生涯学習課B & G海洋センター所長 千葉 隆行）

厚岸町教育委員会の千葉と申します。

それでは、厚岸町において行ってきた実証事業の取組内容について説明させていただきたいと思います。スライドは、町民向け、保護者向け説明会等の際に使うためのチラシを、今回資料として使わせていただきたいと考えています。非常に簡単な説明になってしまふかと思いますが、また、時間も少し短めに説明したいと考えております。

まず、資料の左上、「部活動の地域移行から地域展開へ、厚岸総合クラブJ O Y」と見出しを打ってございます。この「厚岸総合クラブJ O Y」というのは、幼児、小学生、中学生、高校生、大人、全てを対象として、持続可能な生涯学習、生涯スポーツの活動環境を整えることを目的に、令和6年の6月に設置した団体でございます。事務局は当面、私ども教育委員会の方で担当している任意団体になっています。いわゆる部活動の地域移行・地域展開を運営していく母体の団体として立ち上げたものです。ただ、目的として部活動の地域移行の受け皿だけではなくて、生涯スポーツをする環境を整えていくというふうに目標・目的を大きく掲げたところもございまして、部活動の地域移行以外の活動についても、運営していく方針となっています。

左下をご覧いただきたいのですが、組織体制としましては、まず、運営委員会に会長や副会長を置いてという、よくある任意団体の形式になりますけれども、そこにぶら下がるような形で、野球部の活動、「U C S F I D A R E」というサッカーの活動、バドミントン、バスケットボール、陸上、文化系としましては吹奏楽の活動を受け皿として、J O Yが運営することになります。そして、右側の方ですけれども、「厚岸スイミングギャラクシー」、「海事記念館子どもクラブ」、「厚岸キッズクラブ」、「厚岸かぐら少年団」と書いてございますが、これは部活動の地域移行をした活動ではなく、もともと、教育委員会が行っていたもので、博物館で行っている歴史の研究や工作といった文化系の小さい子ども向

けのクラブ活動、それから「厚岸キッズクラブ」というのは、スポーツ部局の方で行っていた、少年団にも入る前、就学する前の小さい子どもたちを対象に、いろいろなスポーツを経験していただくことを目的とした活動になります。こういったものも含めて、JOYとして活動をしていく形となっております。

次に、スライドの右側を見ていただきたいのですが、令和6年6月にJOYを立ち上げたと申し上げましたが、実は令和5年度から、部活動の地域移行に関しまして、厚岸町では本格的に動き始めたということになります。令和5年の6月に、まずアンケート調査になりますが、これは小学生、中学生、それぞれの保護者、中学校の教員に対して、部活動に対する考え方、地域移行した際の会費をどのくらい払えるかといったことを調査しました。そして、令和5年7月には、「厚岸町部活動地域移行検討協議会」を設置しまして、「みんなでどのようにやっていくべきか」を考える場が立ち上りました。

そして、令和6年度から本格的に部活動の地域移行をスタートし、そして実証事業にも参加させていただいております。令和6年度には、まず、右側の方に書いている4つの活動から試験的、モデル的にやってみようということで、「レーシングクラブ」、これは陸上になります。それから「ジュニアウインドバンド」が吹奏楽になりますが、部活動の地域移行としましては、スポーツ系から1つと、文化系から1つという形で、この2つの休日の地域移行をスタートさせました。それと同時に、指導者バンクの立ち上げや、企業版ふるさと納税の募集なども開始しております。実際に、陸上部と吹奏楽部の休日の活動を開始した中で、最初に出てきた問題が、活動場所ということになります。厚岸町には中学校が3つございます。一番大きい真龍中学校の校舎、体育館、グランドを使った練習をしていましたが、休日部分は、あくまで部活動ではなく地域の活動であり、中学校の音楽室や体育館を使わせていただく立場になりますので、その際に、学校の管理を教職員の方にお願いするということでは、本末転倒で意味が無いので、令和6年の11月からは、教育委員会で会計年度任用職員の管理人さんを任用し、休日の学校の鍵の開け閉め、暖房のスイッチの確認や、不審者が入ってくることがないかということの監視ができるような体制をつくりました。そして、令和7年2月には、令和7年度から全ての部活動について休日の活動を移行させていこうということで、先ほどの左下に書かれていた活動の全てをスタートさせるための議論を行いまして、現在、令和7年度におきましては、実際に休日の全ての活動をスタートしたところであります。

今後の見通しとしては、令和8年度から、令和6年度に試験的に一部の部活動を休日移行させたように、今度は、平日を含めた移行をモデル的に「レーシングクラブ」と「ジュニアウインドバンド」の活動から開始しようということで、今、議論を重ねているところでございます。令和9年度以降には、その他の全ての部活動についても、モデル的にやった活動を参考に、平日の移行をさせていきたいと考えている状況です。

次のページに移りますが、こちらは、町民向けに配った資料になりますが、クラブの紹介について左側に記載させていただいております。まず、「Jr.ウインドバンド」というのは、吹奏楽の活動で、「休日及び平日の活動」と書いておりますけれども、現在は、平日は部活動、休日は地域クラブ活動となっています。練習場所としましては、真龍中学校を使っている状況です。同じように、「レーシングクラブ」についても、休日は地域クラブ活動になるということを、皆さんにお伝えしているものになります。

次に、スライドの右側をご覧いただきますと、「持続可能なクラブ運営をすすめるために」と書いていますが、まず、指導者の確保について、ここにQRコードをつけており、「こういう種目だったら指導できますよ」という方がいたときに、ここから登録していただくために作ったものです。正直に申し上げまして、自ら立候補してくれる方は残念ながらほぼいない状況になっております。指導者バンクとして立ち上げましたけれども、実際のところ、やはり小さい町ですので、「バドミントンを指導できる人がいるよ」とか、「あの人にサッカーの指導を頼んでみたらいいんじゃないかな」という情報を集めて、一本釣りのような形でお願いに回って歩いたという経過があるのが実状になってございます。続いて、財源の確保についてですが、財源の内訳については、会費、寄付金、自治体の負担金が、3つの大きな柱になってくると考えております。令和7年度は、下半期に、月会費を1千円、10月から3月までの6ヶ月分で、一家庭で6千円を集めさせていただいております。ただ、この他に、協力してくれる町内の企業さんから、寄附金、協賛金をいただくことができるようになってございます。協力して

くれる企業さんが想定よりも多く、金額的にも思っていたより多く集まっている状況で、継続的に協力をお願いすることができるのであれば、現在の考え方としては、令和8年度以降の会費1千円という金額については、そこまで貰わなくてもいいのではないかということを内部で検討しているところです。簡単でございましたが、以上で事業の説明とさせていただきます。

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

千葉様、ありがとうございました。

それでは意見交換を行いたいと思います。ただ今の事例発表についてご質問、発表いただいた取組に対する受止めや、他の市町村が地域展開に取り組む上で参考にすべき点などについて、ご意見をいただきたいと思いますけれども、どなたかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○北海道総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（会長 井上 謙一）

利尻富士町さん、厚岸町さん、素晴らしい事例発表をありがとうございました。利尻富士町さんにつきましては、発表されました山谷さんからもお話がありましたが、私、第1回目の検討会議に出席させていただきました。これは道教委のアドバイザーの立場で出席させていただいたのですが、非常にアットホームな会議であって、悪い意味ではなく、「すごくいい感じだなあ」と思った会議でした。参加された方のお話を聞くと、「子どもたちのためにできることなら何でもやるよ」と話されており、そういう地域性、地域風土を感じた町でございました。今の発表で、企業の協力があったというお話を聞いて、納得がいったところです。もう一つ感じたのが、教育委員会と学校教育の風通しがすごくいいのだろうと思いました。利尻富士町さんに2つの中学校があって、同じ島内の隣の町には、利尻高校もあってということですが、非常に、学校間と教育委員会の情報共有が進んでいるということを感じたところです。また、その会議の中で、サッカークラブの活躍というのは、新聞でも存じていましたが、バトミントンで、若手の指導者が学校に入っていたお話、野球クラブの話も聞きました。そのように、どんどん地域クラブが出来ていくことはいいのだけれど、その事務量がどんどん増えてしまうことを心配されていたというのが印象的でした。そこには、ファシリテートもしくはコーディネートするセクションが必要ではないかと思いました。それが行政の中に置くのか、団体別につくるのかといったやり方はいろいろあると思いますけれども、そういうことが課題なのかなと思っておりました。

厚岸町さんにつきましては、お話を聞いて、すごいと思ったのは、先を見据えた着地点というのは、なかなか皆さんに共有できないのですけれども、着地点を見据えた活動がもう始まっているということです。これは、どんどん進んでいただきたいと思っております。JOYは任意団体というお話でしたが、法人化できれば、ますます広がりが出ていくものと思いました。

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

井上さんからご意見がありましたが、厚岸町さんの方で、これからの展望の中で、法人化の方向性などはあるのでしょうか。

○厚岸町教育委員会（生涯学習課B & G海洋センター所長 千葉 隆行）

実は、今まさに、法人化が課題だと考えております。ゆくゆくは、指導者にお支払いする謝礼金の財源としましては、会員の皆さんからいただく会費と企業からの協賛金は大事ですけれども、町の財源負担が一番大きな割合を占めてくるだろうということ、それと、国や道からの支援が今後どのようになるかを見据えて、考えていかなければならぬというのが大前提としてありました。JOYを立ち上げる当初の段階の考えでは、指導者に対する謝礼金の支払い業務も、あくまでJOYから直接、各指導者の方にお支払いする形を取りたいと思っていましたが、町の財政部局との話を詰めていく中で、町からの負担金をJOYの口座に入れていただき、いただいた負担金のほか、会員からの会費等も含めて収入として計上し、そこから謝礼金をお支払いしていくという形を取りたいという話をした時に、言い方は悪いですけれども、今、私どもスポーツ部局の方で事務局を持っていますが、片手間と言いますか、本来業務をやりながら、JOYの業務もやっていくには、会計規模が大きくなりすぎるということが懸念されたことから、より明確である町の会計において、指導者に謝礼金をお支払いするという

形をとることになり、今現在も継続していて、今後も、その方向でやっていく前提で考えていますが、できれば法人化して、そこに事務員も配置して、会計管理をきちんとできるような体制をつくっていかなければならないと考えており、すでにそういう取組をされている町もあると聞いていますので、視察なども含めて、積み重ねてやっていきたいと考えているところです。

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

ありがとうございました。

他に何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではその他、全体を通して何かご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○北海道中学校体育連盟（帯広市立帯広第八中学校長 櫻井 知克士）

冒頭でも、部活動改革推進課の方から説明いただきました大会参加に関わる部分についてですが、道中体連といたしましては、大会運営を中心的な業務として、今まで進めてまいりました。地域クラブの大会参加に関しては、どうしても全道大会が、全国大会の予選会を兼ねていますので、それぞれ種目ごとに全国統一した形での地域クラブの参加のルールなどがありますが、北海道独自で、いろいろ検討している部分はありますが、どうしても全国大会の予選会という部分で、参加やチーム編成が認められないケースがあるのも事実です。ただ、道中体連としましては、ルールに従った形で進めており、地域クラブを中体連の大会に参加させたくないという思いは全く無いということを、皆さんにも、ご理解いただきたいと考えております。

また、今回、国や道から、計画や方針が改定されるような形で、今後の部活動改革が示されており、我々も、学校現場の一員としましては、部活動が地域に展開されることによって、教員の働き方改革が進んでいくことも、とても大事な部分だと考えております。そして、部活動を改革していく上で、先ほども、例えば、施設利用などの課題のお話がありましたが、そういったところでは、教員が兼職兼業をして、地域展開に関わっていくことによるメリットも、たくさんあると考えております。今後、地域展開が進んでいくと、大会運営においても、やはり教員のノウハウという部分もありますので、今後、バランスよく教員が関わらせていただきながら進めていただけるとありがたいと思っております。

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

他に何かありますでしょうか。無ければ、議事を終了したいと思います。

まとめ

（議事終了）

○座長（北海道教育大学岩見沢校 教授 志手 典之）

僭越ですけれども、最後に私の方から一言申し上げます。これから地域展開が進む中で、当然、町の規模というものが非常に大きなファクターになり、規模によって、やりやすい、やりにくいという面があるかと思いますけれども、これから全道で地域展開が進み、学校部活動が様変わりしていくことは、待ったなしの状況です。今後とも皆様のご協力をいただき、北海道での地域展開がうまく進めばいいなと思っています。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。事務局に進行をお返ししますので、よろしくお願いします。

（閉会）

●事務局（北海道教育庁学校教育局活動改革推進課 主査 中本 貴士）

構成員の皆様、そして事例発表いただきました利尻富士町様、厚岸町様、ありがとうございました。

なお、本日の会議資料にいくつか誤りがありました。大変失礼いたしました。後ほど、皆様に修正した資料をお送りさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回部活動・地域クラブ活動関係者会議を終了します。本日はありがとうございました。